

1. 事業内容

【令和3年度予算】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①社会的養護自立支援事業<<拡充>>

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

[拡充内容]

- ・ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助する。
- ・ メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療連携に必要な経費（嘱託医との契約等）を補助する。
- ・ 一定期間一人暮らしを体験し、安定した退所後の生活を確保するため、民間アパート等の借りに必要な経費を補助する。
- ・ 法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）に対応するため、弁護士等と契約に必要な経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業<<拡充>>

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

[拡充内容]

- ・ 保証人の対象範囲を拡大し、退所者支援を行う民間団体等を追加するとともに、同一の保証人から複数の保証を受けられるよう運用改善を行う。
- ・ 入院時の身元保証に対する補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置	1 か所当たり年額	6,232千円	・ 就労相談支援	1 チーム当たり年額	5,739千円
・ 居住費支援	1 人当たり月額	90千円（里親） 397千円（児童養護施設）等	・ 学習費等支援	特別育成費	基本額 1 人当たり年額 24,420円 資格取得等特別加算 1 人当たり年額 57,610円
・ 生活費支援	1 人当たり月額	51,870円（就学・就労をしていない者） 11,310円（就学している者）等		補習費	1 人当たり年額 20,000円
・ 生活相談支援	賃金	1 か所当たり年額 10,212千円（常勤2名以上配置） 6,981千円（上記以外）		・ 就職支度費	補習費特別分 1 人当たり年額 25,000円 一般分 1 人当たり年額 82,760円 特別基準分 1 人当たり年額 198,530円
	事務費	1 か所当たり年額 4,860千円（対象者が気軽に集まれる場を常設する場合） 2,166千円（上記以外）<<拡充>>		・ 大学進学等自立生活支度費	一般分 1 人当たり年額 82,760円 特別基準分 1 人当たり年額 198,530円
・ 医療連携支援	1 か所当たり年額	5,900千円<<新規>>		・ 退所後生活体験支援	1 人当たり月額 53,700円<<新規>>
				・ 法律相談支援	1 か所当たり年額 3,000千円<<新規>>

②身元保証人確保対策事業

・ 就職時の身元保証	年間保険料	10,560円	・ 大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料	10,560円
・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料	19,152円	・ 入院時の身元保証	年間保険料	2,400円<<新規>>

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

# 社会的養護自立支援事業の実施イメージ

## <児童相談所等>



### ①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

## <民間団体への委託等>



### ②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援  
⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援 等

### ③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

### ④嘱託医等（医療連携支援）

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

### ⑤弁護士等（法律相談支援）

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う



措置解除

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

### （家庭復帰又は自立した児童）



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



### （引き続き施設等に居住する児童）

- ⑥住居費支援（里親・施設の住居費を支援）
- ⑦生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑧学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて住居費等を支給。

## ※措置費による自立支援

- 進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を拡充【令和2年度～】

【1か所当たり約580万円】

- 就職の際に必要な被服類等や大学進学等の際に必要な学用品等の購入費等の支援【児童1人当たり最大約28万円】

22歳

# 身元保証人確保対策事業について

## 1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

- 対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）
- 対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者
- 対象となる保証人…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）：それぞれの所長

## 2. 補助単価 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]、入院 [2,400円/1人]

- 保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証
  - ②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証
  - ③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証
- 保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

## 3. 実施主体 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 運営主体 全国社会福祉協議会

## 4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

## 5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2） ※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、 国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4